

令和4年11月18日
住宅局住宅生産課

こどもみらい住宅支援事業において、予算上限に対する 交付申請額(予約含む)の割合が75%を超えました

子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る「こどもみらい住宅支援事業」は、予算上限に対する交付申請受付（予約を含む）の申請額の割合が令和4年11月17日時点で75%を超えましたのでお知らせします。

こどもみらい住宅支援事業の予算上限に対する交付申請受付額（予約を含む）の割合は、こどもみらい住宅支援事業事務局のホームページにおいて公表しているところですが、令和4年11月17日時点で75%を超えましたのでお知らせします。

なお、申請受付終了日の取扱いについては、別紙の「こどもみらい住宅支援事業 申請受付終了日の取扱いについて」をご確認ください。

【こどもみらい住宅支援事業事務局 ホームページ】

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

【こどもみらい住宅支援事業事務局】

TEL 0570-033-522 ナビダイヤル

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日含む)

※IP 電話等からのご利用 042-204-0994

※通話料がかかります。

【参考資料】

(別紙) こどもみらい住宅支援事業 申請受付終了日の取扱いについて

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）39471（内線）、FAX：03-5253-1629

こどもみらい住宅支援事業 申請受付終了日の取扱について

令和4年3月28日より申請の受付を行っているこどもみらい住宅支援事業は、予算上限に達した場合、受付を終了することとしております。終了日の取扱については、以下の通りとします。

(1) 予算執行状況の公表について

- 予算執行状況は、こどもみらい住宅支援事業（<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>）のホームページ上で、午前0時時点の状況を、その日の午前中に公表します。（平日のみ。土日祝日を除く。）

(2) 申請期間の最終日について

- 交付申請額(予約を含む)が予算上限に達した時点で、交付申請および交付申請の予約は提出できなくなります。
- 予算上限に達した日時は、こどもみらい住宅支援事業のホームページ上で公表を行います。
 - ※ 申請期間の終了間際は、アクセスが集中し、通信が不安定になることがあります。時間に余裕を持って申請を行ってください。事務局は、インターネット回線の切断、混雑、通信業者の業務中断等、事務局の重過失によらない事故等による申請者および第三者の損失に一切責任を負いません。
 - ※ 申請期間の終了後に、予約の有効期限を超過し却下された交付申請の予約については、再提出ができなくなります。交付申請の予約をした事業者は、予約期限内に、交付申請を行ってください。
 - ※ 交付申請期間が終了したことにより生じるいかなる損失についても、国および事務局は一切の責任を負いません。

(3) その他注意事項

- 申請状況により、審査に通常より時間を要することがあります。
- 提出した申請書類に不備・不足がある場合、事務局は訂正期限を設定して不備の訂正を求めます。訂正期限を超過した場合、申請を却下します。
(申請期間の終了後、申請を却下された場合、再提出ができないため、交付決定は受けられません)

以上

◆こどもみらい住宅支援事業事務局◆

《ホームページ》

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

《お問い合わせ》

0570-033-522 (IP電話等の方：042-204-0994)

*9:00~17:00/土・日・祝日含む

*通話料がかかります